

消費税率引き上げに伴い水道料金等を改定します

■問合せ 上下水道部管理課（市役所内線512）

4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられました。これに伴い、水道料金、給水分担金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料について、消費税率引き上げ相当分の改定を行います。

なお、4月1日以前から継続使用されているお客さまについては、経過措置により、消費税率が8%となるのは次のとおりです。

〔経過措置（給水分担金を除く）〕

・偶数月検針の方 平成26年6月検針分

・奇数月検針の方 平成26年7月検針分
 ・毎月検針の方 平成26年5月検針分
 ・今後もサービスの向上を図るとともに、効率的な事業運営と経費の節減に努めていきますので、料金改定についてご理解とご協力をお願いします。

●水道料金（簡易水道料金を含む）

——黒田庄地区以外の方——

■基本料金／2ヵ月当たり

口径	基本水量	現行料金 (消費税5%)	改定後料金 (消費税8%)
13mm・20mm	20m ³	3,885円	3,996円

■従量料金／2ヵ月・1m³当たり

種別	現行料金 (消費税5%)	改定後料金 (消費税8%)
家庭用	21~60m ³	147.00円
	61m ³ ~	210.00円

——黒田庄地区の方——

■基本料金／2ヵ月当たり

口径・種別	基本水量	現行料金 (消費税5%)	改定後料金 (消費税8%)
13mm	20m ³	4,200円	4,320円
20mm	20m ³	5,880円	6,048円

■従量料金／2ヵ月・1m³当たり

口径・種別	現行料金 (消費税5%)	改定後料金 (消費税8%)
13mm 20mm	21~40m ³	210.00円
	41~200m ³	220.50円
	201~m ³	231.00円

●下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料

——全市域共通——

■基本料金／2ヵ月当たり

種類	基本使用量	現行料金 (消費税5%)	改定後料金 (消費税8%)
一般汚水	20m ³	3,150円	3,240円

■従量料金／2ヵ月、1m³当たり

口径・種別	現行料金 (消費税5%)	改定後料金 (消費税8%)
一般汚水	21~60m ³	189.00円
	61~100m ³	220.50円
	101~200m ³	252.00円
	201~400m ³	283.50円
	401~1,000m ³	315.00円
1,001~m ³	346.50円	356.40円

※一般家庭の水道料金等を中心に掲載しています。その他は市のホームページでご確認ください。

平成26年7月採用

西脇市職員を募集します

- ◆試験案内・申込書の配布 4月7日(月)～
- ◆配布場所 西脇市総務部総務課
- ◆郵便による請求の場合 封筒の表に「〇〇受験案内請求」(例／一般事務職受験案内請求)と朱書きし、

120円切手を同封して総務部総務課に請求してください(返送先の住所、氏名を明記のこと)。
 ※申込書など様式はホームページからダウンロードすることもできます。

◆申込み・問合せ 申込書等に必要事項を記入し、総務部総務課へお申し込みください。
 〒677-8511 西脇市郷瀬町605 西脇市総務部総務課 (市役所内線209)

■大学・短期大学・高等専門学校卒業者

職種	受験資格
一般事務職	平成元年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学または短期大学以上(専門学校・専修学校を除く。)を卒業された方 なお、社会福祉士については資格を有する方
一般事務職(社会福祉士)	
土木職	平成元年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学または短期大学または高等専門学校以上(専門学校・専修学校を除く。)をこの職に関する専門課程を修めて卒業された方
建築職	

※採用予定人数は、若干名。

■社会人経験者

職種	受験資格
一般事務職	昭和58年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学または短期大学以上(専門学校・専修学校を除く。)を卒業後、民間企業等での職務経験が通算して3年以上ある方
一般事務職(社会福祉士)	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学または短期大学以上(専門学校・専修学校を除く。)を卒業後、介護福祉施設等で社会福祉士としての職務経験が通算して3年以上ある方
一般事務職(文化財保護担当)	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学以上で考古学もしくは、それに類する学問を専攻、卒業し、埋蔵文化財の発掘調査・報告書作成等の実務経験が通算して3年以上、または同等の能力がある方。併せて、博物館法に定める学芸員資格を有する方
一般事務職(診療情報管理士)	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学または短期大学以上(専門学校・専修学校を除く。)を卒業後、医療機関で診療情報管理士としての職務経験が通算して3年以上ある方
土木職	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学、短期大学または高等専門学校以上(専門学校・専修学校を除く。)をこの職に関する専門課程を修めて卒業後、民間企業等での職務経験が通算して3年以上ある方
建築職	

※採用予定人数は、若干名。

■試験日程等

受付期間	第1次試験	第2次試験	最終合格発表
4月7日(月)～18日(金)	5月11日(日)	6月1日(日)	6月中旬

「西脇市介護保険運営協議会」の委員を募集します

西脇市では、介護保険事業の運営等について審議するため、「西脇市介護保険運営協議会」を設置しています。

被保険者の皆さんから幅広くご意見をいただき審議するため、被保険者を代表する委員を募集します。

◆募集する人数 3人

◆任期

平成26年6月2日から平成29年6月1日まで

◆応募資格

- ①市内に住所を有し、かつ居住している方
- ②任期開始日時点において満40歳以上の方
- ③本市の他の審議会等の委員または市議会議員でない方
- ④介護保険事業に関心のある方
- ⑤平日に開催する2時間程度の会議に出席できる方(平成26年度は4回程度)

◆報酬

1開催につき3,700円(3時間未満)

◆応募方法

所定の応募用紙を持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかで提出してください。

※持参の場合は土・日・祝日は除きます。

※応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。

◆選考

応募用紙により選考し、結果は応募者全員に通知します。

◆応募・問合せ

〒677-8511 西脇市郷瀬町605
 西脇市長寿福祉課介護保険担当
 (市役所内線344/☎22-6037
 /メールkaigo@city.nishiwaki.lg.jp)